

一般社団法人 くすりの適正使用協議会 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人 くすりの適正使用協議会（以下「本協議会」という）定款第44条に基づき、本協議会の事業を運営するために必要な事項を規定し、事業活動の円滑な遂行を目的とする。

第2章 その他の機関

(運営会議)

第2条 本協議会に運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、各正会員より1名選出される運営委員、理事長、副理事長および各委員会委員長をもって構成する。
- 3 運営会議長は、運営委員の中から互選により選出する。
- 4 運営会議は、本協議会の事業計画及び予算を審議し、理事長に提案する。また、本細則第3条で定める委員会の活動を監督・指導する。
- 5 運営会議は、年3回開催する。なお、運営会議長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第3条 理事会は、運営会議の意見を参考に理事会が承認した事業計画毎に委員会を設置する。

- 2 委員会には委員長1名を置く。
- 3 委員会に所属する者は、原則、当該会員社の推薦を受けた者とし、その他の者が委員会活動に参画する場合は委員長の承認を得る。
- 4 委員会は、理事会が承認した事業計画に基づき事業を遂行し、その進捗状況を運営会議に報告する。
- 5 委員会は、当該事業の次年度事業計画を立案し、運営会議に提案する。
- 6 前各項に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザリーボード)

第4条 本協議会にアドバイザリーボードを置くことができる。

- 2 アドバイザリーボードメンバーは、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 アドバイザリーボードは、本協議会の活動方針、将来の志向等について幅広い見地より意見を述べることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

5 アドバイザリーボードメンバーの任期等必要な事項は、別に定める。

(顧問)

第5条 本協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協議会の運営の重要な事項に関し理事長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期等必要な事項は、別に定める。

第3章 会員の権利

(正会員の権利)

第6条 正会員は次の権利を有する。

- (1) 総会、理事会（理事会社）、運営会議に出席し意見を述べることができる。
- (2) 総会、理事会（理事会社）において議決権を有する。
- (3) 本協議会の役員につくことができる。
- (4) すべての事業に参画できる。
- (5) 次に述べる情報・サービスを享受できる。
 - ・「くすりのしおり®」年会費免除・掲載費割引
 - ・本協議会の総会・理事会での決議事項についての通知
 - ・事業成果の享受
 - ・会員限定情報の閲覧
 - ・本協議会が発行する広報誌およびその他の刊行物
 - ・その他必要に応じて理事長判断による情報提供

(個人会員の権利)

第7条 個人会員は次の権利を有する。

- (1) 総会に出席するなどにより意見を述べることができる。
- (2) 運営会議が指定する事業のうち1事業に参画できる。
- (3) 次に述べる情報・サービスを享受できる。
 - ・本協議会の総会・理事会での決議事項についての通知
 - ・参画した事業成果の享受
 - ・会員限定情報の閲覧
 - ・本協議会が発行する広報誌およびその他の刊行物
 - ・その他必要に応じて理事長判断による情報提供

(賛助会員の権利)

第8条 賛助会員は次の権利を有する。

- (1) 総会に出席するなどにより意見を述べることができる。

- (2) 運営会議が指定する事業に参画できる。
- (3) 次に述べる情報・サービスを享受できる。
 - ・「くすりのしおり[®]」データダウンロードシステムの割引
 - ・本協議会の総会・理事会での決議事項についての通知
 - ・参画した事業成果の享受
 - ・会員限定情報の閲覧
 - ・本協議会が発行する広報誌およびその他の刊行物
 - ・その他必要に応じて理事長判断による情報提供

(特定会員の権利)

第 9 条 特定会員は次の権利を有する。

- (1) くすりのしおり登録管理システムを利用できる。
- (2) 「くすりのしおり[®]」に関する必要な情報を享受できる。

(秘密保持義務)

第 10 条 役員ならびに会員および活動に参画する委員（「会員等」という。）は、以下を含む本協議会の活動に関連して知り得た情報を、本協議会の活動以外の目的に使用してはならず、また、当該情報の提供者の事前の書面による承諾なく会員以外の第三者（本協議会が依頼する弁護士・公認会計士等の法令上の守秘義務を負担する者を除く）に開示、提供または漏洩してはならない。

- (1) 会員名簿、メールアドレス等の会員の個人情報に関する事項
- (2) 会員等が提供した会社情報、ノウハウ、技術、営業に関する情報であって、会員等が秘密保持の対象として指定した事項
- (3) その他本協議会が特に秘密保持の対象として指定した事項

前項にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。

- (1) 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後自己の責によらずして公知となったもの。
 - (2) 開示の時点ですでに自己が保有しているもの。
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となったもの。
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく自己が正当に入手したもの。
 - (5) 秘密保持義務を課すことなく第三者に開示したもの。
 - (6) 開示された情報によらずして、自己が独自に開発したもの。
- 2 会員等は、本条に規定する守秘義務について、本協議会を退会または退任した後においても常に負うものとする。

第 4 章 会費等

(入会金)

第 11 条 本協議会の入会金は、次の通りとする。

- (1) 正会員 100 万円
ただし、中期活動計画 2023-2025 期間中は無料
- (2) 個人会員 無料

- (3) 賛助会員 無料
- (4) 特定会員 無料

(会費)

第 12 条 本協議会の年会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 350 万円
ただし、2012 年度以降の新入会企業会員は 300 万円
- (2) 個人会員 1 万円
- (3) 賛助会員 1 口 50 万円
ただし、賛助会員が参画できる事業は 1 口につき 1 事業とする。
- (4) 特定会員 5 万円

第 13 条 每年 4 月 1 日在籍の会員は、当該年度の年会費を事務局の請求により指定された口座に、すみやかに入金する。正会員の年会費については、前期、後期の 2 分割支払いを認めるが、分割支払いについては事務局長の承認を得ることとする。
なお、個人会員、賛助会員および特定会員の分割支払いは認めない。
また、特定会員は別途定めるくすりのしおりクラブ会則による。

第 14 条 正会員の年度途中入会時の年会費については、通年の会費の 2 分の 1 とする。ただし、中期活動計画 2023-2025 期間中は、75 万円とする。なお、個人会員と賛助会員の場合は、第 12 条の年会費を一括徴収するものとし、特定会員は別途定めるくすりのしおりクラブ会則による。

第 15 条 既納の会費は、会員が年度途中で資格を喪失した場合でも返還しない。

第 5 章 事務局

(事務局の設置及び職務等)

第 16 条 本協議会は、主たる事務所に事務局を置き、事務局を統括する事務局長及び職務を遂行する職員を置く。

- 2 事務局を統括する事務局長は理事長が委嘱する。
- 3 職員は、理事長及び副理事長の承認の下、事務局長が任免する。
- 4 事務局長は、総会、理事会、運営会議に出席する。
- 5 事務局の職務は、会員管理、委員会及びプロジェクト活動推進、広報活動、くすりのしおり[®]ミルシル推進事業、その他理事会で承認された事業、本協議会事務処理等とする。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の審議を経て理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 17 条 事務局には常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員に関する書類
- (3) 役員、運営会議、委員会、アドバイザー、顧問及び事務局の名簿
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第 6 章 雜則

(委員会運営規約)

第 18 条 本細則に示した運営会議、委員会の運営は別途運営規約による。

(細則の変更)

第 19 条 本協議会定款第 44 条により、細則の改廃は理事会の決議を経て理事長が定める。

附則

本細則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

2020 年 4 月一部改訂

2021 年 2 月一部改訂

2022 年 6 月一部改訂

2023 年 4 月一部改訂

2023 年 6 月一部改訂